

企業会計基準適用指針公開草案第 45 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（平成 20 年 3 月 10 日）を次のように改正する（改正部分
に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第 19 号 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」</p> <p>平成 20 年 3 月 10 日 <u>改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 19 号 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」</p> <p>平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>適用時期</p> <p>7-2. <u>平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 XX 年改正の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の適用に合わせて、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>適用時期</p> <p>（新 設）</p>
<p>40. <u>（ 削 除 ）</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>注記事項</p> <p>四半期財務諸表に関する事項</p> <p>40. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」には、前年度末と比較し</u></p>

公開草案	現行
	<p>て著しく変動している金融資産又は金融負債に関する次の事項が含まれることに留意する必要がある（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）第 80 項(2)）。</p> <p>(1) 時価のある満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、時価のあるその他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価又は償却原価とその差額</p> <p>(2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益</p> <p>四半期会計基準ではこれを上回る開示を妨げないとしているが、これらは、通常、企業集団又は企業の事業運営にあたっての重要な項目であることから示されているものと考えられ、また、四半期決算における迅速性を考慮して、前年度末と当該四半期会計期間末を比較して著しい変動がある場合にのみ、当該四半期会計期間末の情報を注記することとされている。</p>
<p>適用時期等</p> <p>41. 金融商品の時価情報に関する開示の充実を定めた平成 20 年改正会計基準では、当該開示の実効性を高めるために、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券の取扱いの例外を時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定することとされた。このため、これまでの市場価格のない有価証券（平成 20 年改正前の金融商品会計基準第 19 項）のうち、改正後において時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外の有価証券となるものは、従来の会計処理を変更して時価をもって貸借</p>	<p>適用時期等</p> <p>41. 金融商品の時価情報に関する開示の充実を定めた平成 20 年改正会計基準では、当該開示の実効性を高めるために、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券の取扱いの例外を時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定することとされた。このため、これまでの市場価格のない有価証券（平成 20 年改正前の金融商品会計基準第 19 項）のうち、改正後において時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外の有価証券となるものは、従来の会計処理を変更して時価をもって貸借</p>

公開草案	現行
<p>対照表価額とすることとなる。</p> <p>平成 19 年 7 月に公表した公開草案では、同会計基準の改正及び本適用指針を原則として平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとしていたが、特に金融商品を多く保有する企業から、このような従来 of 会計処理からの変更を四半期財務諸表に反映するにあたって準備期間が十分でないといった意見が寄せられた。また、本適用指針第 40 項(平成 XX 年改正により削除)で参照している四半期財務諸表の注記に関して、その要否を検討する場合、項目によっては比較すべき前事業年度末の情報が開示されていない場合のあることを懸念する意見もあった。これらを考慮し実務面での円滑な適用を図るため、平成 20 年改正会計基準では、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この原則適用の場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されるものと考えられる。</p> <p>なお、上記にかかわらず、平成 20 年改正会計基準及び本適用指針を原則適用の事業年度の期首又はそれより前の事業年度の期首から適用することも妨げられないが、その際には、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、適用指針第 40 項(平成 XX 年改正により削除)で参照している開示が必要となることに留意する必要がある。</p> <p>また、市場リスクの定量的情報(第 3 項(3)及び参照)については、その有用性に鑑み注記することとしたが、実務上、準備に一層時間を要するという意見も少なくないため、平成 23 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することもできることとした。</p>	<p>対照表価額とすることとなる。</p> <p>平成 19 年 7 月に公表した公開草案では、同会計基準の改正及び本適用指針を原則として平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとしていたが、特に金融商品を多く保有する企業から、このような従来 of 会計処理からの変更を四半期財務諸表に反映するにあたって準備期間が十分でないといった意見が寄せられた。また、本適用指針第 40 項で参照している四半期財務諸表の注記に関して、その要否を検討する場合、項目によっては比較すべき前事業年度末の情報が開示されていない場合のあることを懸念する意見もあった。これらを考慮し実務面での円滑な適用を図るため、平成 20 年改正会計基準では、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この原則適用の場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されるものと考えられる。</p> <p>なお、上記にかかわらず、平成 20 年改正会計基準及び本適用指針を原則適用の事業年度の期首又はそれより前の事業年度の期首から適用することも妨げられないが、その際には、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、適用指針第 40 項で参照している開示が必要となることに留意する必要がある。</p> <p>また、市場リスクの定量的情報(第 3 項(3)及び参照)については、その有用性に鑑み注記することとしたが、実務上、準備に一層時間を要するという意見も少なくないため、平成 23 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することもできることとした。</p>

以上